

令和7年第3回

中札内村議会臨時会会議録

令和7年5月30日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	平山直人君	産業課長	尾野悟里君
住民課長補佐	山本一美君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書記 北嶋和美君

◎議事日程

日 程 第	1		会議録署名議員の指名
日 程 第	2		会期の決定
日 程 第	3	議案第 2 4 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第	4	議案第 2 5 号	財産の購入について
日 程 第	5	議案第 2 6 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番福原議員と6番戸水議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 議案第24号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第3、議案第24号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、北海道内において令和12年度に予定している保険料水準の統一化を見据え、段階的な税率等の見直しの必要性があること、並びに地方税法施行令の一部改正に伴い、現行条例の内容を調整する必要性が生じたことから、国保税条例の一部改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） 議案第24号、中札内村国民健康保険税条例の一部改正をする

条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案資料、黒ナンバー 3 番、議案関係資料の 1 ページ、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要について、により補足説明申し上げます。

なお、3 ページから 5 ページに新旧対照表がありますが、こちらは説明を省略させていただきます。

今回の改正は、全道で公平に税負担を行うために北海道が算定する保険料水準の統一化を見据え、段階的な保険税率等の見直しの必要性があることから税率の一部見直しを図り、また、あわせて上部法改正に伴う課税限度額等の一部見直しを図る改正を行うものです。

まず、1 ページ、(1) の保険税率についてですが、令和 1 2 年度北海道標準統一保険料に向けた保険料率の改正についてですが、条例第 3 条、第 6 条及び第 8 条の関係となりますが、医療分の所得割 1 0 0 分の 4.8 0 を 0.5 アップの 5.3 0 に、後期高齢者支援金分の所得割 1 0 0 分の 1.9 5 を 0.1 5 アップの 2.1 0 に、介護分の所得割 1 0 0 分の 1.0 5 を 0.1 5 アップの 1.2 0 に改正するものです。

なお、均等割、平等割については、同額、据え置きとしております。

下段の表につきましては、参考として、改正前、改正後、令和 7 年度に示された統一保険料率を比較表示しております。

次に、2 ページ、(2) は課税額を規定するもので、賦課限度額の引き上げについてですが、こちらは上部法の改正により改正するもので、条例第 2 条第 2 項及び第 3 項の関係となりますが、国民健康保険税の賦課限度額について見直し、増額が図られ、現行の医療分 6 5 万円が 1 万円アップの 6 6 万円に、後期高齢者支援金分 2 4 万円が 2 万円アップの 2 6 万円に改正されたことによるものです。

なお、介護分の 1 7 万円につきましては、同額、据え置きとなっているところです。

次に、下段の (3) は、国民健康保険税の減額を規定する減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについてですが、(2) 同様に上部法の改正により改正するもので、条例第 1 5 条の関係となりますが、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額について見直し、増額が図られ、5 割軽減は被保険者 1 人当たり 1 万円、2 割軽減は被保険者 1 人当たり 1 万 5, 0 0 0 円がそれぞれ増加し、軽減を受けられる範囲を広げる改正となります。

なお、7 割軽減につきましては、同額、据え置きとなっているところです。

最後に、本改正は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用するとともに、改正後の規定は令和 7 年度以降の国民健康保険税に適用いたします。

また、今回の改正内容につきましては、過日開催されました、5 月 1 9 日開催されました国民健康保険運営協議会において承認を得ておりますことをご報告申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 2 4 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 2 4 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第24号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第25号 財産の購入について

○議長(中井康雄君) 日程第4、議案第25号、財産の購入についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、小中学校で使用する学習者用コンピュータ等の調達業務について、3月18日に行った北海道公立学校情報機器整備共同調達会議による一般競争入札において落札した業者と売買契約を締結しようするものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、渡辺教育次長。

○教育次長(渡辺大輔君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番、議案関係資料の6ページと7ページをご覧ください。

本案件は、村内の小中学校で使用しているタブレット端末の更新時期を迎え、新たに児童生徒用及び教員用に予備を含めて396台を購入するものであります。

北海道公立学校情報機器整備事業補助金の活用要件である共同調達を行うため、北海道が事務局となって道内関係市町村による共同調達会議で仕様書等を定め、一般競争入札により契約すべき事業者を東日本電信電話株式会社と決定したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により購入しようとするものです。

納品後、初期設定等を行い、9月から児童生徒が使用できるよう準備を進めてまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第25号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番木村議員。

○4番(木村優子君) 議案関係資料の方から、それを参考に質問させていただきます。

当初予算の金額と単価が7,000円ぐらい下がっているというふうに見受けられたのですが、仕様書を統一して、道で全体で買うということですので、たくさん買うからその分単価が下がったのかなというふうに推測できるのですが、例えば、内容ですね、今使っているタブレットと更新されるタブレットの仕様の内容というのですか、機能の内

容、子供たちが新しい物になっても戸惑ったりしないのかとか、何が違うか、違うところがあるならちょっと説明をいただきたいのと、安くなった理由を確認させてください。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 価格の差額については全道で共同で調達する分の下がっております。

タブレットの機械につきましては、現在はウィンドウズを使用しておりますけれども、今度はクロムのOSを使用することになります。

こちらの方が起動が早いですが、動作も重たくない、軽いということも情報も得まして、そちらの方に切り替えようと思っています。

操作については、現在の物とそんなにさほど変わらないのですけれども、教員の先生方につきましては夏休み中に研修会も開催して、スムーズに、円滑に導入できるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 先ほどの質問に関連するのですけれども、共同購入によって単価が下がったという説明でございましたけれども、初期設定をする費用の分がこの5万1,000円の中に入っているのかどうか、というところを確認させていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 今回はあくまで機械の購入でありますので、初期設定は別で予算計上しております、当初から委託料の方で初期設定費用をみております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第25号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第25号、財産の購入についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第26号 令和7年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 日程第5、議案第26号、令和7年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ318万8,000円を追加し、総額を57億1,486万7,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第26号、令和7年度一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、一般会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

はじめに歳出からご説明いたしますが、関連する歳入についてもあわせてご説明いたしますので、歳入での説明は省略をさせていただきます。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄上段、農業次世代人材投資事業補助金225万円の追加は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対する支援資金夫婦型を交付するため、追加するもので、このたび、道の補助内示が示されたことから、特定財源である道の経営開始支援資金交付金を同額追加するものです。

次に、その下段、3項畜産費、3目牧場費、説明欄下段、草地支障木伐採委託93万8,000円の追加は、道営事業により整備する元更別牧区内における工種変更に伴い、牧草地内の雑木等の処理をするため追加をするものです。

次に、歳入の説明になります。

戻っていただき、6ページをご覧ください。

下段、19款繰越金、1項、1目繰越金、93万8,000円の追加は、決算認定前ではございますが、財源として見込めることが可能ですので、財源調整をするものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 補正予算書の7ページ、牧場管理費、支障木伐採ということで説明がございましたけれども、この支障木の伐採に関して、詳しく内容等説明いただけないでしょうか。

どの程度の本数の支障木が発生しているのか、また、どこが伐採をするのか、というところ、合わせて説明いただければというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から支障木伐採事業の委託の概要について、説明をさせていただきます。

今年度から道営事業による草地更新に着手しまして、作業につきましては6月下旬からを予定しているところです。

今回、支障木の伐採を行うのは、今年度、草地更新を予定しております元更別牧区の一帯西側の牧区になりますが、こちらの方の牧区はもともと放牧で使っていた牧区ですが、今後採草地として使っていく予定になっております。

当初の事業計画では、雑木を避け、もともと雑木というのは牛が日除けで休憩をするために生えている木なのですけれども、それを避けるように草地の起伏調整を行うということで計画では見込んでおりましたが、事業着手前の協議、設計におきまして、雑木を処理して、起伏調整を行った方が将来的にも利便性が向上すると判断しまして、今回雑木の処理を行おうというものでございます。

積算に当たってはチェーンソーでの伐採、だいたい10人区程度を、予算に積算をさせていただいているところでございます。

具体的な本数までは数えては……。概ね現場で確認はしながら、伐採できる業者と打合せは行っておりますけれども、詳細の方までは、具体的な本数までは把握していないところです。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 今の説明で概ね理解をさせていただきました。

放牧地として使っていたところを採草地にするということで、もともと生えていたものが、日陰として使っていたものを伐採するという考え方でよろしかったかなというふうに思います。

支障木と書いてあったので、だんだん大きくなって、邪魔になってきたのかなというものであれば、事前に当初予算等に入れ込めれたのかなというふうに思いましたけれども、仕様変更ということでございますので理解をしました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 今の件で付随して質問したいと思います。

上物をチェーンソーで切るという、伐採するという説明でしたけれども、草地に更新するのであれば、根っこは邪魔にならないものなのか、伐根してきれいにしないのかなということをお聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今回の支障木伐採につきましては、この後、道営事業による草地更新を控えていますので、まずは上物と言いますか、上に立っている木の伐採を今回の経費、計上させていただいた予算で行いまして、伐根も含めた草地更新につきましては道営事業の中で対応する形になります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 7ページの農業次世代人材投資事業補助金ですけれども、これにつきまして、たぶん第三者継承者の方への補助金かなと思うのですが、第三者継承者については村として、奨励金として1年目600万円、2年目、3年目で100万円ずつということで、合計800万円ほどの奨励金があったのかなと思うのですが、今回225万円というのは道の補助金かなと思うのですが、これについては先ほどの説明にもありましたように、1人最大150万円でたぶん奥さんの分が半額出て、225万円かなと思うのですが、この支援資金については単年度なのか、3年ぐらい継続されて出るものなのか、その点について1点お伺いいたします。

もう1点につきましては、ちょっと調べてみますと、所得制限があるということも書かれているのですが、通常600万円以下というようなことが謳われているのですけれど

ども、そういった所得制限がかけられるのかどうなのか、その点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、次世代人材投資事業について説明をさせていただきますが、まず、この事業の期間ですけれども、基本的に最長３年間、就農してからですね。最長３年間支援できるというような制度となっております。

また、宮部議員のおっしゃるとおり、この制度につきましては前年度の世帯所得が６００万円以下であることという条件が付いております。今年度につきましては新規就農ということで、世帯の所得についても制限がそこまでかかってきてはいませんが、この後営農を行っていく場合には、当然この限度額というのが適用される形になっていきます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

７番宮部議員。

○７番（宮部修一君） 所得の制限ですけれども、初年度はそんなに出ないだろうということだとぶん該当とならないと思うのですけれども。

この新規就農者が軌道に乗せるのは大変だと思うのですけれども、他の町村では、この所得制限の６００万円というのをある程度取っ払っていいのでしょうか、多少出ても生活面やら営農支援なども含めて、そういった制限を設けなくて支援をしている町村もあるみたいですが、うちの村としてはやっぱりこの６００万円以下ということを基準にして進めていくということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） こちらの制度につきましては、国の補助制度になりますので、基本的な交付要件につきましては、国の方で所得制限６００万円以下という要件を定めておりますので、そこは村としてもこの制度の運用上は国の制度に則っていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど宮部議員もお話が合ったとおり、村として今、単独で新規就農者に対する支援の助成金を、初年度６００万円、２年目、３年目に１００万円、１００万円という形で補助しておりますので、村としてはそちらの制度で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第２６号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第２６号、令和７年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

ここで、森田村長から発言をしたいとの申し出がありましたので、これを許します。
森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 議長のお許しをいただきましたので、私の出处進退について述べさせていただきます。

社会経済情勢が不透明感を増し、激しく変動する中、村政運営のバトンを託すという結論には至りませんでした。

次の村長選挙に出馬をいたします。

今回が私にとっての最後の挑戦となります。

2期8年、行政の常識に囚われず、変革を積み重ね、様々な課題に取り組み、ふるさと中札内村の活路向上に寄与できたと考えております。

それでもなお、私に残された仕事があります。

自立と責任の文化を組織の土壌に根付かせ、中札内村役場を日本一の組織に育て上げること、そして、まちづくりに率先垂範し、住民の頑張りに寄り添い、協働の流れを更に太く、強くすることです。

これからも成長を続け、中札内村の未来を守る。

希望の花がこれからも、いつまでも咲き誇るための豊かな土壌を耕しきる。

健康で文化的な優しく、穏やかな美しい村の土台をしっかりと強固なものとし、4年後に自信をもって託したい、そのように考えております。

○議長（中井康雄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分